

● 海岸法の一部を改正する法律案

防災・減災対策の強化及び適切な海岸管理を進めるため、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等を海岸保全施設に位置付けるとともに、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設、水門・陸閘等に関する操作規則等の策定の義務付け及び操作従事者等に対する損害補償規定の整備等の所要の措置を講ずる。

背景

○ 今後発生が想定される南海トラフ地震等の災害による大規模な津波、高潮等に備えるため、海岸の防災・減災対策の強化が必要



(東日本大震災における堤防、水門の破壊)

○ 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要



(鋼鉄板の腐食・コンクリートの劣化)

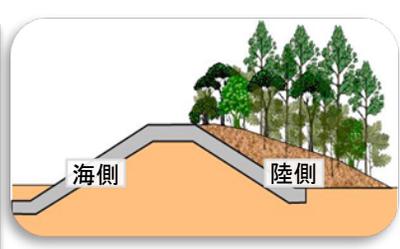
(堤防のひび割れ)

改正案の概要

海岸の防災・減災対策の強化

○ 海岸管理における防災・減災対策の推進

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置



(「緑の防潮堤」のイメージ)

○ 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

- 水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定
- 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備



(陸閘の閉鎖作業)

海岸の適切な維持管理の確保

○ 海岸保全施設の適切な維持管理

- 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定
- 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令



(堤防の点検)

○ 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

- 海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定



(海岸保全区域内での船舶の座礁)